



CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2026 JUL (Vol.110)

CONTENTS

ニューヨークとマドリードで体感した日本酒の現在地～海外展開に必要な物語と仲間～	2
株式会社中国銀行 ニューヨーク駐在員事務所	
新興国ニュース 第110回 海外最新ビジネス情報.....	4
株式会社東京コンサルティングファーム	
マレーシア：SOCSOへの追加拠出／勤務時間外の事故も保障（続き）	8
Kato Business Advisory Managing Director（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー） 日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
“金利を動かさない国”インドネシア -BI据え置き政策が企業に与える影響とは-.....	10
PT. BridgeNote Indonesia（マイツグループ）川名 孝典氏	
タイ会計税務関連最新情報アップデート	13
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）	
香港 SF カルチャー	15
香港マイツビジネスコンサルティング	
中国税務局 HP の事例紹介から：有償減資の税務処理に係る留意事項～配当を用いた再投資（増資）を実行した 現地法人から、日本企業が有償減資により出資を回収・撤退する際の留意事項	17
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	



株式会社 中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
TEL:086-234-6539
香港支店
シンガポール支店
ニューヨーク駐在員事務所
上海駐在員事務所
バンコク駐在員事務所

cbk_hkbr@fr-chugin.jp
cbk_sgrep@fr-chugin.jp
cbk_ny@fr-chugin.jp
cbk_sh@fr-chugin.jp
cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

ニューヨークとマドリードで体感した 日本酒の現在地 ～海外展開に必要な物語と仲間～

株式会社中国銀行 ニューヨーク駐在員事務所

1. はじめに

日本酒（SAKE）は、日本食ブームや日本文化への関心の高まりを背景に、欧米を中心に急速に人気を拡大しています。海外での日本酒の醸造、いわゆる「クラフト SAKE」の動きはアメリカやフランスを中心に大きな進化を遂げています。またミシュランの星付きレストランに所属する一流ソムリエには「ワインには不可能なペアリングの課題を解決する秘密兵器」と評されています。

今回、筆者はニューヨークとスペイン・マドリードで開催された日本酒イベントに参加する機会がありました。本稿では、実際に現地で見聞きした様子や印象を中心に、日本酒がどのように受け止められているかをご紹介します。

2. ニューヨーク：成熟と高度化が進む最大市場

日本酒最大の輸出先の一つであるアメリカ。その中でもニューヨークは全米トップクラスの消費量とトップソムリエたちが集結する市場です。当地で 2026 年 4 月に開催された「The Joy of Sake」は通算 22 回目の開催になります。来場者は飲食関係者に加え、一般の来場者も多く、日本酒の裾野の広がりを感じました。



日本酒の定着と市場規模の大きさを示す会場の様子

会場で印象的だったのは、日本酒が「大吟醸」「吟醸」「純米」などに分かれて整理されていた点です。初めての人でも違いを比較しながら試せる工夫がされており、日本酒の楽しみ方が現地でも浸透していることがうかがえます。



精米歩合ごとに体系的に分類された展示の様子

また、現地で醸造される日本酒や、海外向けにストーリー性を打ち出したブランドなども目立ちました。ニューヨーク州で製造される「獺祭 Blue」や Brooklyn Kura のような現地酒蔵は、「NY の都市文化と SAKE の融合」というストーリー性により現地で強く来場者を引き付けていました。

全体として、日本酒が単に珍しい飲み物という位置づけから、品質や背景を含めて選ばれる段階に入っている印象を受けました。

3. スペイン：個性を評価する成長市場

スペインは欧州市場の中でも高い成長性を示す有望な市場となっています。2026 年 5 月にマドリードで開催された「Iberkanpai」は日本酒や日本食を中心に、伝統工芸品など幅広い企業・ブランドが集結するイベントです。今年で第 2 回目と新しい試みですが、専門性の高い来場者が多い印象でした。ブースでは、造り手や関係者が来場者と積極的に会話を交わしており、味わいの違いや料理との相性について熱心に議論されている様子が見られました。

スペイン市場の特徴として、「個性」を持った日本酒に対する関心が高い点が挙げられます。例えば日本酒を長期間熟成させた古酒をテーマにしたブースでは、

- ・ 熟成による滑らかな口当たり
- ・ シェリー(*)を想起させる風味
- ・ 長期熟成という希少性

(*)白ワインにブランデーを加え、樽でじっくり熟成させた、スペイン生まれの深みのある白ワイン

といった点が評価され、ヴィンテージ要素を含む商品に対して強い関心が示されました。



長期間熟成させた古酒のブース

スペインはワインやシェリーの文化が根付いているためか、既存の酒文化との共通点を比較しながら楽しむ姿勢が強いように感じました。こうした点は、ニューヨークとはまた異なる面白さだと感じました。

4. 展示会を通じて感じたこと

二つのイベントを通じて、日本酒の受け止められ方が地域によって大きく異なる点が強く印象に残りました。ニューヨークでは市場の成熟と現地生産の広がりが見られた一方、スペインでは味わいの違いや個性をじっくり楽しむ傾向がうかがえました。また、どちらの会場でも、単に商品としてだけでなく、その背景にあるストーリーやコンセプトに関心が集まっていた点が共通していたように思います。

加えて、既に海外展開に取り組まれている日本人の出展者の方から、「海外展開は大変なことも多

いが、だからこそお互いに協力して、頑張っていきましょう」と温かい言葉をかけていただいたことも印象に残っています。慣れない環境の中で挑戦を続ける姿や、同じ日本から来た者同士で支え合おうとする雰囲気に触れ、異国の地で奮闘する日本人の強さと温かさを感じる場面でもありました。こうした体験を通じて、海外ビジネス展開には、現地市場の理解や商品戦略だけでなく、人と人とのつながりの重要性も改めて感じました。

5. おわりに

海外の展示会に参加し、日本酒がさまざまな形で受け入れられている様子を実際に見ることができたのは、大きな学びでした。地域によって好まれるスタイルや関心のポイントが異なるため、「現地で何が求められているのか」から逆算する発想は、日本酒に限らず、海外展開における重要な示唆を与えるものと考えられます。

価格競争に陥るのではなく、品質、技術、ブランド、ストーリーといった自社の強みを明確化し、伝わる形で発信することも重要でしょう。

そして現地におけるパートナーや同じ志をもつ仲間とのネットワークも欠かすことができません。

当行としても、こうした現地の動きをしっかりと踏まえながら、お客さまの海外展開を支援していきたいと考えています。

ニューヨーク駐在員事務所

所在地：

420 Lexington Avenue Room 1632,

New York, NY 10170 USA

TEL： 212-371-7700

Email:cbk_ny@fr-chugin.jp

新興国ニュース

第 110 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回は、カンボジア、マレーシアの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

～カンボジア～

■電子インボイス (E-Invoice) 導入の最新動向

近年、カンボジア税務総局（GDT）は税務行政のデジタル化を積極的に推進しています。オンライン申告や電子納税の普及に続き、現在は電子インボイス (E-Invoice) の活用拡大が注目されています。

■ 電子インボイス (E-Invoice) とは？

まず、電子インボイス (E-Invoice) とは、請求書や税務関連書類を電子データとして発行・管理する仕組みです。従来の紙ベースの請求書と比較して、

- ・ データ管理の効率化
- ・ 保管コスト削減
- ・ 税務処理の透明性向上
- ・ 税務調査対応の効率化

などのメリットがあります。

近年は ASEAN 各国でも税務デジタル化が進んでおり、タイ、ベトナム、マレーシアなどでも電子インボイス制度の導入が進められています。

■ カンボジアで進む税務デジタル化

カンボジア税務総局（GDT）は近年、

- ・ オンライン申告
- ・ 電子納税
- ・ 納税者ポータル整備
- ・ 電子文書管理

などを推進しており、こうした流れの中で、請求書管理の電子化についても注目が集まっています。政府としては、

- ・ 税務申告の正確性向上
- ・ 不正防止
- ・ 徴税効率改善

を目的としており、今後さらなる制度整備が進むとされています。

■ 日系企業への影響

電子インボイスへの対応が進んだ場合、

- ・ ERP
- ・ 会計システム
- ・ 販売管理システム

との連携が重要になります。

特に本社と現地法人で異なるシステムを利用している企業では、事前の確認が必要となります。

- ・ 税務コンプライアンス強化

カンボジアでは近年、税務調査が厳格化しています。請求書の保存方法や発行プロセスについても、より適切な管理が求められる可能性があります。

- ・ グループ会社との連携

日本本社とのデータ共有や承認フローについても、電子化を前提とした運用整備が重要になります。

■ 今後企業が準備しておくべきこと

制度の詳細は今後変更される可能性があります。が、企業としては以下の点を確認しておくことが望ましいとされています。

- ・ システム対応状況の確認

現在利用している会計システムや ERP が電子文書管理に対応しているか確認する。

- ・文書保存ルールの整備

電子データの保存期間や管理方法について社内ルールを整備する。

- ・税務リスクの見直し

請求書発行や保管に関する運用が現地法令に適合しているか確認する。

■ まとめ

カンボジアでは税務行政のデジタル化が進んでおり、電子インボイスを含む電子税務対応への関心が高まっています。

現時点では制度運用の詳細について引き続き確認が必要な部分もありますが、今後の法令改正や運用変更に備え、

- ・ 会計システム
- ・ 文書管理体制
- ・ 税務コンプライアンス

の見直しを進めておくことが重要となります。

カンボジア進出企業においては、最新情報を継続的に確認しながら、将来的な電子化対応に備えていくことが求められます。

～マレーシア～

■ 【LINDUNG 24 JAM (SKBBK) 導入に伴う 2026 年 6 月以降の給与控除開始のお知らせ】

この度、マレーシア政府は Employees' Social Security (Amendment) Act 2026 に基づき、新たな SOCSO(PERKESO) 制度である「Skim Kemalangan Bukan Bencana Kerja (SKBBK) / LINDUNG 24 JAM」を 2026 年 6 月 1 日より導入することを決定しました。

本制度は、従来の SOCSO 制度では補償対象外であった「業務に起因しない事故 (Non-Employment Injury)」に対しても補償を提供する制度であり、マレーシアの社会保障制度における大きな変更となります。

■ LINDUNG 24 JAM とは

従来の SOCSO 制度では、主に以下のような事故が補償対象とされていました。

- ・ 業務中の事故
- ・ 業務に関連する事故
- ・ 通勤途上災害 (Commuting Accident)

一方で、私生活における事故については原則として補償対象外でした。

今回導入される LINDUNG 24 JAM では、勤務時間内外を問わず、従業員が日常生活において遭遇する事故についても補償が提供されることとなります。

政府は、本制度を通じて、すべての従業員に対し 24 時間 365 日の社会保障保護を提供することを目的としています。

■ 補償対象となる事故の例

以下のような業務外事故も補償対象となる予定です。

- ・ 自宅内での転倒・負傷
- ・ 私的な外出中の事故

- ・ 私用車での移動中の交通事故
- ・ スポーツやレジャー活動中の事故
- ・ 休日・休暇中の事故
- ・ その他、業務に直接起因しない日常生活上の事故

※故意による事故や法令違反行為等、一部補償対象外となるケースがあります。

■ 主な補償内容

PERKESO の公表内容によると、以下のような補償が提供される予定です。

- ・ 医療費補助
- ・ 一時的就労不能給付
- ・ 永久障害給付
- ・ 介護給付
- ・ 遺族給付
- ・ 葬祭給付

これにより、従業員およびその家族に対する社会保障が従来より大幅に拡充されることとなります。

■ 施行日

2026 年 6 月 1 日

なお、給与控除については、2026 年 6 月以降に支給される給与より適用されます。

■ 対象者

本制度は SOCSO 加入対象者に適用されます。

また、近年の法改正により SOCSO 加入が義務化されている外国人従業員についても、本制度の対象となります。

■ 拠出負担者

本制度に係る拠出金は、全額従業員 (Employee) 負担となります。Employer による追加負担はありません。

■ 拠出率

Phase 1 (導入後 2 年間)

月額給与の 0.75%

(給与上限 : RM6,000)

給与が RM6,000 を超える場合でも、拠出額の計算上限は RM6,000 となります。

そのため、従業員負担額の上限は月額 RM44.65 となります。

今後予定されている料率

期間 拠出率

Phase 1 (導入後 2 年間) 0.75%

Phase 2 (その後 3 年間) 1.00%

Phase 3 (6 年目以降) 1.25%

■ Employer 側で必要となる対応

Employer 側に追加の拠出負担は発生しませんが、給与計算および法定申告に関して以下の対応が必要となります。

- ・ LINDUNG 24 JAM 控除の給与計算への反映
- ・ PERKESO 納付データの作成
- ・ ASSIST Portal 上での SOCSO 申告対応
- ・ 給与システム・Payroll 設定の更新
- ・ 従業員への制度説明および周知

特に 2026 年 6 月給与より控除が開始されるため、給与計算担当者においては事前の設定確認が推奨されます。

■ マレーシア鉄道、平日運賃を 30%割引へ 10 月までの期間限定措置

マレーシア政府は、燃料価格の高騰による国民の生活負担を軽減するため、国営鉄道会社である Keretapi Tanah Melayu Berhad (KTMB) の鉄道運賃を平日限定で 30%割引すると発表しました。

割引制度は 2026 年 4 月 15 日から開始されており、2026 年 10 月 14 日まで利用することができます。



今回の施策は、燃料価格の上昇や中東情勢の影響による生活コスト増加への対策として、運輸省主導で実施されるものです。運輸大臣の Anthony Loke 氏は、公共交通機関の利用促進と国民の移動コスト削減を目的としていると説明しています。

①対象となる路線

30%割引の対象となるのは以下のサービスです。

- ・ ETS (Electric Train Service) 全路線
- ・ ERT (Ekspres Rakyat Timuran) ジョホールバル・セントラル～トゥンパット路線

いずれも月曜日から木曜日までの平日利用が対象となります。

②適用対象外となるケース

一方で、以下については割引対象外となります。

- ・ 学校休暇期間中
- ・ 公休日
- ・ ETS ビジネスクラス
- ・ ERT のファーストクラスおよび寝台車
- ・ 学生・高齢者・障害者などの既存割引利用者

また、割引を受けるためには KTMB が発表する専用プロモーションコードを利用してチケットを購入する必要があります。

マレーシア政府は今回の鉄道運賃割引に加え、KLIA 利用者向け定期券の大幅割引や、クランバレー地域で利用できる「My50」定期券制度の継続も発表しています。これらの施策を通じて、公共交通機関の利用を促進し、家計負担の軽減を図る考えがあります。

特に長距離移動を伴う国内出張や帰省を行う利用者にとっては、運賃負担を抑えられるメリットがあり、今後の利用動向が注目されます。

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 20 か国超に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている。

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載。

(URL <https://tcg-wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している。

問合せ先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

マレーシア：SOCSCO への追加抛出／

勤務時間外の事故も保障（続き）

Kato Business Advisory Managing Director

（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

日本国公認会計士 加藤 芳之氏

<ポイント>

- SOCSCO への追加抛出／勤務時間外の事故も保障（続き）
- 追加の抛出率は 0.75% から段階的にスタート

N 子：加藤さん、今回も SOCSCO の続きですね。

加藤：はい。なかなかバジェット 2026 に戻れませんか。すみません。

N 子：大丈夫ですよ。トピックスを扱っていくのも大切ですので。

加藤：はい。では SOCSCO の続きのお話を始めます。

N 子：宜しくお願い致します。

加藤：はい。まずはおさらいですが、スキム・リン
ドゥン 24 ジャム（Skim Lindung 24 Jam）という新
たな取り組みが始まりました。マレーシアの従業
員を 24 時間 365 日保護するという目的の新たな
スキームです。2026 年 6 月施行で、日本人駐在員
を含む 960 万人以上の適格者が対象になります。

Skim Kemalangan Bukan Bencana Kerja（非労働災害
スキーム）と呼ばれる新スキームで、「非労働災害」
の定義は、労働の過程で発生したものではない、
従業員の事故による人的傷害とのことです。

N 子：なるほど。追加抛出が無ければ良い制度な
んですが。

加藤：その通りですね。

N 子：はい。

加藤：本日、詳細をご説明するのは、対象外事項で
す。

N 子：はい。

加藤：対象外になる項目は以下の通りです。

- マレーシア国外での事故：
非労働災害保護はマレーシア国内のみに適用。
海外での事故は対象外。
- 疾病関連の症状：
リンドゥン 24 ジャムは事故による傷害のみ
が対象。糖尿病・発熱・高血圧等の疾病は対
象外。
- Act 789 / Act 838 の適用対象：
Act 789（自営業者の傷害）および Act 838（家
庭内傷害）による申請は対象外。
- 入管法違反の外国人労働者：
就労ビザまたは労働許可の条件に違反した外
国人従業員は、非労働災害給付の対象外。

N 子：なるほど。

加藤：次に対象者および抛出義務です。

01 SOCSCO に抛出しているマレーシア国籍の従
業員

02 有効な就労許可を持ち、SOCSCO に抛出してい
る合法的な外国人従業員

03 年齢制限なしの現役従業員（雇用が継続して
いる限り）

04 雇用主は、従業員が在籍している間、従業員
に代わって抛出を行う義務がある

05 追加抛出は全額従業員が負担するため、雇用
主に新たなコスト負担は生じない

N 子：はい。

加藤：重要ポイントをまとめると、

- 2026 年 6 月より、職場外・非業務中の事故に
も保護が 24 時間 365 日適用される。
- 医療費等は SOCSCO が負担。
- 追加抛出は全額従業員負担であり、雇用主の
新たな費用負担はない。

- SOCSO の現役加入者である全適格従業員（民間部門の従業員を含む）が対象です。

N 子：なるほど。

加藤：最後に、最も重要な追加の拠出率は、添付の通りです。

従業員拠出率の導入フェーズ

フェーズ	期間	拠出率（賃金に対する割合）
フェーズ 1	最初の 2 年間	0.75%
フェーズ 2	次の 3 年間	1.0%
フェーズ 3	6 年目以降	1.25%

N 子：ありがとうございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

“金利を動かせない国” インドネシア

-BI 据え置き政策が企業に与える影響とは-

PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ)

川名 孝典氏

インドネシアは東南アジア有数の成長市場として、多くの日本企業にとって重要な事業拠点となっています。人口増加と内需拡大を背景に、中長期的な成長余地は依然として大きく、製造・販売の両面で戦略的な位置づけを占めています。一方で、近年はグローバルな金融環境の変化を受け、インドネシアの金融政策運営にも新たな制約が生じています。

特に注目されるのが、インドネシア中央銀行(Bank Indonesia、以下 BI)による政策金利の据え置き姿勢です。本来であれば景気状況に応じて金利を調整する余地があるものの、実際には為替や資本流出といった外部要因を強く意識せざるを得ず、政策の自由度が制限されている状況にあります。本稿では、この「金利を動かせない構造」に着目し、企業活動への影響と実務上の対応について解説します。

金利据え置き政策の背景と制約

BI が政策金利を据え置いている背景には、国内外の複合的な要因が存在します。国内的にはインフレ率は比較的安定しているものの、為替の安定維持が政策上の重要課題となっています。特に米国との金利差が依然として大きい中で、利下げに踏み切った場合、海外資金の流出やルピア安の進行を招くリスクがあります。

一方で、経済成長を下支えする観点からは、本来であれば金融緩和による刺激策も検討され得る局面にあります。しかし、外部環境とのバランスを

考慮すると、BIは積極的な金利調整を行いにくく、結果として据え置きが続く構造となっています。

このように、インドネシアの金融政策は国内要因のみで決定されるものではなく、グローバルな資金フローや投資家心理の影響を強く受ける状況にあります。企業にとっては、この外部制約を前提とした経営判断が求められる点が重要です。

企業財務・収益構造への影響

金利が高止まりする環境は、企業の財務および収益構造に直接的な影響を及ぼします。まず、借入金利の低下が見込みにくいため、資金調達コストが一定水準で固定化される傾向にあります。特に設備投資や事業拡大を計画する企業にとっては、投資採算性の見直しが必要となる場面が増えています。

また、運転資金への影響も無視できません。在庫や売掛債権の保有コストが相対的に高まるため、資金回転の効率性がこれまで以上に重要となります。キャッシュフローの管理が甘い場合、見かけ上の利益が確保されていても資金繰りが圧迫されるリスクがあります。

さらに、資金調達力の差が企業間の競争力に影響を与える可能性もあります。財務基盤の強い企業は高金利環境下でも投資を継続できる一方で、中堅企業や資金余力の乏しい企業は投資機会を制限される傾向にあり、市場構造の変化を引き起こす要因となり得ます。

財務・税務リスクの顕在化

金利環境の変化は、会計および税務処理にも影響を及ぼします。まず、支払利息の増加は損益計算書上の費用として直接的に利益を圧縮し、各種財務指標にも影響を与えます。特に金融機関との契

約における財務制限条項への影響には注意が必要です。

税務面では、インドネシアにおける薄資本税制（一定の負債資本比率を超える場合の利息損金算入制限）への対応が重要となります。借入依存度が高い場合、支払利息の一部が損金不算入となる可能性があり、実効税率に影響を及ぼします。

また、グループ内融資においては、適正な利率設定が求められます。市場金利と乖離した条件での資金供給は、移転価格上のリスクを生じさせる可能性があるため、定期的な見直しと文書化が不可欠です。金利は外部環境に左右される一方で、その設定根拠については企業側の説明責任が問われる点に留意が必要です。

経営の転換と資金戦略の再設計

このような環境においては、企業は財務戦略の再構築を求められます。まず、自社の資金調達構造を整理し、借入比率や通貨構成、金利条件を総合的に見直すことが重要です。特に固定金利と変動金利のバランスや、借入期間の分散は基本的なリスク管理手法として有効です。

次に、キャッシュフロー経営の強化が不可欠となります。在庫水準の適正化、債権回収の迅速化、支払条件の見直しなどを通じて、資金効率を高める取り組みが求められます。

さらに、投資判断においては、金利環境を前提としたシナリオ分析を行い、複数のケースを比較検討することが重要です。単年度の収益性だけでなく、中長期的な資金回収可能性を踏まえた意思決定が必要となります。

加えて、金融機関との関係強化や情報開示の充実により、資金調達の柔軟性を確保することも実務上の重要なポイントとなります。

さいごに

インドネシアにおける金融政策は、国内経済だけでなく、グローバルな資金フローや為替動向の影響を強く受ける構造にあります。その結果として、政策金利は必ずしも国内の景気動向に応じて柔軟に調整できる状況ではなく、「動かせない」局面が続いています。

このような環境は、企業の資金調達、投資判断、収益構造に広範な影響を及ぼします。特に金利の高止まりを前提とした経営が求められる中で、従来以上に精緻な財務管理と戦略的な意思決定が重要となります。

今後も不確実性の高い状況が続くことが想定される中で、外部環境に左右されない強固な財務基盤と柔軟な対応力を備えた企業こそが、インドネシア市場において持続的な成長を実現していくことになるでしょう。

◆Bridge Note のご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia （マイツグループ）

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E.3.3

Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan 12950

E メール：so-sakae@bn-asia.com

事業内容:

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・
労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/
ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリ
ジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導
入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易
な多言語のクラウド会計システムです。会計業
務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考
え方はぜひご連絡下さい！システムの導入がで
き、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下が
ります！

タイ会計税務関連最新情報アップデート

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、タイの最新会計税務情報をお届けいたします。

タイ政府、医療・教育支援を目的とした寄付税制優遇を拡充予定

タイ政府は2026年5月26日、医療・教育分野の支援を目的とした寄付に対する税制優遇措置を拡充する方針を明らかにしました。法人が公益団体へ支払う寄付金について、従来から損金算入を認める制度が存在していましたが、今後は控除範囲を広げることで民間からの資金流入を促す狙いがあります。

背景には、地方における医療・教育サービスの不足や、国家財政の補完を民間に求める政策的意図があります。タイでは仏教文化の影響もあり、寄付行為が「功德を積む」ものとして広く受け入れられています。政府はこうした社会的慣習を後押しする形で、税制優遇を拡充することで公益活動への参加を促す傾向が強くなります。さらに、寄付の透明性確保を目的に、電子寄付システム「e-Donation」を通じた手続きが条件とされ、デジタル化推進と不正防止を兼ねた仕組みであり、今後の制度運用においても重要な役割を果たすとみられます。今回の措置は、医療・教育分野の持続的な資金確保に資するだけでなく、企業の社会的責任（CSR）活動を後押しする効果も期待されています。

▼制度概要

個人または法人が、対象団体へ Revenue Department の「e-Donation システム」を通じて寄付を行った場合、以下の税務恩典を受けることができます。

1. 寄付額の2倍の所得控除（個人）
／損金算入可能（法人）
2. 寄付に伴う VAT、特定事業税（SBT）、
印紙税等を免税

▼適用期間

2026年5月26日～2027年12月31日

▼主な条件

- Revenue Department の e-Donation システム
経由での寄付であること
- 公益公共目的の活動への寄付であること
- 他の寄付控除制度との重複適用不可

▼法人向けポイント

法人については、現金だけでなく資産寄付も対象となり、寄付額の2倍を損金算入可能です。ただし、損金算入額には「公益寄付控除前利益の10%」という上限があります。また、商品や固定資産等を寄付した場合でも、VAT 課税売上として扱われない法人税、VAT、SBT、印紙税の免税対象となる点が特徴です。

▼新たに追加される主な対象団体

今回追加予定の9団体には、以下のような公益団体が含まれます。

- タイ盲人支援財団
- 義足財団
- シリントーン医療財団
- 医療ガバナンス財団
- Sai Jai Thai Foundation
- Somdet Chaopraya Hospital Foundation

- National Emergency Medicine Foundation
- 科学教育・オリンピック推進財団
- Somdet Phra Yupparat Hospital Foundation

※本措置は現時点では内閣承認段階であり、実務運用・必要書類・詳細条件等については、今後公表される歳入局長官告示を確認する必要があります。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は2004年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana,
Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

香港 SF カルチャー

香港マイツビジネスコンサルティング

近年、香港の SF 作品が新たな文化として注目されています。現在開催中の「Hong Kong Pop Culture Festival 2026」は、香港政府観光局やレジャー・文化・サービス省 (Leisure and Cultural Services Department) が主催する大規模なポップカルチャー・フェスティバルで、4 月から 6 月にかけて様々なイベントが行われています。映画、ファッション、音楽、漫画などの多方面における展示や野外イベント、そしてステージパフォーマンスなど多彩なプログラムが行われています。その中の一環として開催されている「SF 文学の過去と未来 (The Past and Future of Science Fiction Literature)」は、香港の公立図書館と大学が共同企画した文学講演のイベントです。AI 時代の SF や、中国の SF、SF が提示する人間的価値や未来像、SF を通じて香港や中華圏の未来を探る、など SF に関する様々なテーマについて掘り下げます。

2019 年の香港映画「Ciao 再見 UFO (Good bye UFO)」をご存じでしょうか。この作品は、1985 年に香港のアバディーンにある公営住宅「華富邨」の上空に巨大な UFO が低空飛行したとされる「華富邨 UFO 事件」を題材にしています。この事件は香港において非常に有名な都市伝説で、当時その地域に住んでいた子供たちや住民による目撃証言から香港中に話が広まりました。よく知られている内容としては、1985 年当時の「華富邨」の建物のすぐ上空で、巨大な母船のような物体が静かにホバリング（低空飛行）しているのが目撃されたというもので、当時の子供たちに強烈な印象を残しました。写真など確固たる証拠は存在しないものの、香港における代表的なミステリー・怪異現象として長年語り継がれてきました。このノスタルジックな都市伝説を取り入れた映画「Ciao UFO」は、

2019 年の香港アジア映画祭で上映された後、2025 年末にようやく一般公開され、香港のアカデミー賞(香港電影金像獎)で複数の賞を獲得するなど、大きな話題となりました。

世界的に香港映画といえばカンフーやアクションのイメージが強く、これまで香港の SF 作品は欧米や日本の作品ほど国際的な注目を集めてきませんでした。しかし近年は若いクリエイターたちが香港独自の歴史や都市伝説、急速な都市化による社会変化を題材にした斬新な SF 作品を次々と生み出しています。その先駆けともいえる「Ciao UFO」ですが、本作は単なる UFO や宇宙人など未知との遭遇を描く従来の SF 映画とは異なります。多くの香港人が知っている都市伝説を取り込みながら、香港返還前後を含め同じ時代を生きてきた人々が共有している記憶のあり方が描かれています。舞台となる街並みや登場人物たちの会話は、香港の日常そのものが色濃く反映されており、SF 作品にありがちな架空の未来都市ではなく、地元香港だからこそ成立する SF を見事に描き出しています。UFO という未知の存在を通じて、実際に香港で生活する人々の孤独や希望、そして変化し続ける都市と人々の関係を観衆に問いかけています。作品を見終えるころには、宇宙人の正体よりも香港で暮らす人々が香港という街をあらためて見つめ直すことでしょう。

この映画の成功によって、脚本家である Kong Ho-yan さんにも注目が集まりました。香港の脚本家・小説家で、もともとはインターネット上で活動する匿名作家でした。幼少期から SF 作品を愛読し、次第に自分でも小説を書いてインターネットで発表するようになったそうです。そして今や香港映画界において香港文化を SF や幻想文学と結び付ける作家として高く評価されています。一躍有名となったきっかけはネット小説「那夜凌晨，我坐上了旺角開往大埔的紅 VAN (Lost on a Red Mini Bus

to Tai Po)」です。ストーリーは、ある日、香港のミニバスに乗った乗客たちが、突然ほぼ無人となった香港に取り残されるという奇想天外な物語です。その作品スタイルは香港のローカル文化を積極的に取り込みながら、SF ジャンルの可能性を広げるというもので、こうした手法や姿勢は、若いクリエイターたちに大きな影響を与えています。

香港という街は、東洋と西洋が交差し、伝統と最先端技術が同居する独特な場所です。そのため香港の SF は、最新テクノロジーだけでなく、民間伝承や地域文化と融合をすることで、より香港らしさを表現することができます。一般的に欧米の SF では人工知能や宇宙開発が主題になることが多く、私たちの日常とは切り離された別世界の話として語られることが多いものです。一方で香港 SF の作品は、それらに加えて土地の記憶や地域社会の物語を重視する傾向があり、未来を描くと同時に過去も振り返るというところに魅力があります。

世界的に見ても、欧米に負けずアジア発の SF はますます存在感を高めています。中国本土、韓国、日本などからは国際的に評価される作品も登場しており、その中で香港は独自の文化的背景を武器に、新たな独自の創作の方向性を示し始めています。香港の新しい SF カルチャーは、街の歴史、人々の記憶、そして都市伝説まで未来へ繋げ、新しい物語を生み出そうとしています。こうした試みは、これからのアジア SF の発展において見逃せない動きになりそうです。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能です。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

中国税務局 HP の事例紹介から：有償減資の 税務処理に係る留意事項

～配当を用いた再投資（増資）を実行した
現地法人から、日本企業が有償減資により
出資を回収・撤退する際の留意事項～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

現況下、新規進出が継続的にあるものの、やはり撤退関連のご支援が大幅に上回っていると感じます。さらに、撤退も清算だけでなく、中国企業を含む第三者への売却（持分譲渡、所謂 M&A）が多く見られ、さらに合併企業の場合には有償減資による撤退も見受けられます。

本稿では、地方税務局の HP に掲載された有償減資の事例紹介から、配当を用いた再投資（増資）をした現地法人の出資持分を有償減資により回収して撤退した際の税務処理に係る留意事項を例に解説しますⁱ。

1. 事例紹介ⁱⁱ

非居住者企業 A 社*は、2009 年に関連当事者である居住者企業 B 社と共同出資により C 社（非上場企業）を設立した。登録資本金は 1,000 万元で、B 社が 750 万元を出資して 75% の持分を、A 社が 250 万元を出資して 25% の持分を保有した。2018 年 1 月、C 社は利益剰余金 4,000 万元を払込資本に組入れたが、A 社及び B 社の持株比率は変更されなかった。2021 年 12 月、A 社は会社法の規定に基づき、全投資額 2,000 万元を回収した（独立取引原則に適合）。C 社の 2021 年末の貸借対照表における利益剰余金の合計は 1,000 万元であった。（従い、純資産の簿価を 6,000 万元、時価評価額を 8,000 万元とする。）

*A 社の属性は不明ですが、便宜的に日本本社とします。

時系列的に出資持分金額の変動や出資比率等を纏めると、以下の通りとなります。

時期	項目	登録/ 払込 資本金 (合計)	各社の資本金 (出資比率) (単位：万元)	
			A 社	B 社
2009 年	設立	1,000	250 (25%)	750 (75%)
2018 年 1 月	増資 (4,000)	5,000	250+1,000 =1250 (25%)	750+3,000 =3,750 (75%)
2021 年 12 月	A 社 有償減資*	3,750	0 (0%)	3,750 (100%)

*A 社は持分の全額を有償減資にて撤退。この際の回収金額は 2,000 万元（時価評価額 8,000 万元×25%）

2. 事例の解説

本事例の論点は、以下の 2 点があります。

- ① 利益剰余金の払込資本への組入れ等
(2018 年 1 月)
- ② 一方の当事者のみの有償減資（片側減資）による看做し配当等の発生
(2021 年 12 月)

まず 1 点目の[払込資本の組入れ及び源泉納付の繰延べ](#)について説明します。

中国現地法人の配当利益を用いた再投資に関しては以前より優遇政策があり、再投資の原資となる配当金の源泉課税（10%）が繰延べされます。同政策は当初の財税「2017」88 号ⁱⁱⁱ等では奨励類投資項目への直接投資に限定していましたが、財税「2018」102 号^{iv}以降、禁止類を除く全ての再投資項目に適用されています。

上記事例の“利益剰余金の払込資本への組入れ”ですが、2018年1月の取引時点では、配当を用いた再投資（増資）は「直接投資」に該当するため、当該配当に係る源泉徴収所得税は暫定免除（繰延）されていました。その後、2021年12月にA社が保有する当該配当再投資部分 1,000 万円（ $4,000 \times 25\%$ ）を有償減資により実際に回収したことにより、この繰延措置が終了し、以下の納税が発生します。

**資本回収に伴う源泉納付繰延べの終了に伴う
要納税額：1,000 万円 $\times 10\%$ ＝100 万円**

次に2点目の有償減資です。まず減資の税務規定としては、国家税務総局公告 2011 年第 34 号（以下“同 34 号公告”と表記）等^vが挙げられます。

同 34 号公告（第 5 条）

投資企業が被投資企業から投資を回収または減額する場合、取得した資産のうち、当初の出資額に相当する部分は投資回収として計上すべきである。被投資企業の累積未分配利益及び累積剰余金から、払込資本金の減少割合に応じて算出した部分に相当する額は、配当所得として計上すべきである。残りの部分は、投資資産譲渡所得として計上する。（後略）



上記の事例紹介の場合、上記の緑字下線部に則り、以下の通り計算します。

（単位：万円）

- 減資比率＝25%（＝A社の投資回収金額 1,250÷当初の払込資本金 5,000）
- 投資の回収金額＝1,250（＝当初の払込資本金 5,000×減資比率 25%）
- 配当所得（看做し配当）＝250
（＝有償減資時の利益剰余金 1,000
×減資比率 25%）

➤ 投資資産譲渡所得＝500
（＝有償減資回収金額 2,000－投資回収金額 1,250－配当所得 250）

つまり、A社は被投資企業C社から2,000万円の資産（現金）を取得（回収）。そのうち、当初の投資額と利益剰余金を払込資本に組入れた合計は $250 + 1,000 = 1,250$ 万円であり、同金額は（上記の）規定に基づき、A社の投資回収として扱われます。この際、C社の利益剰余金のうちA社に帰属する250万円は利益剰余金からの払戻しと看做され、A社は、上記の計算式の通り看做し配当所得として、また残額部分の $2,000 - 1,250 - 250 = 500$ （万円）を投資資産譲渡所得として企業所得税を計算・納付します。つまり、当該規定に則れば、A社には75万円（＝ $(250 \text{ 万円} + 500 \text{ 万円}) \times 10\%$ ^{vi}）の源泉納付が生じます^{vii}。

なお、さらに同5条では“被投資企業にとって、対価の支払額と減資対象となる持分に対応する純資産との差額は、所有者持分の変動に該当し、損益として認識されない。被投資企業が非貨幣性資産をもって減資金を支払う場合、資産譲渡及び対価の支払という2つの取引として財務・税務処理を行う必要があり、付加価値税、法人所得税、土地増値税などの面においても、看做し販売として扱われ、相応の税務処理が行われる”とも規定され留意が必要です。

3. まとめ

上記のまとめとして、**本事例の源泉徴収税額は規定に則れば、①2018年の配当再投資に係る源泉税の繰延べ終了に伴う100万円と、②有償減資に伴い発生する75万円（看做し配当所得250万円及び投資資産譲渡所得500万円に対する源泉課税（税率10%））との二層の課税が発生**します。実務的には、最終的には所轄税務局の判断に委ねると考えますので、減資に係る対応（及び、源泉納付の繰延べの前提となる配当再投資優遇の適用の

可否等)は、税務当局や専門家等に確認等が望ましいと思われます。

また、日本本社側では、看做し配当部分は外国子会社配当益金不算入により原則 95%益金不算入、それ以外の投資譲渡益部分は課税所得に算入されます。なお、譲渡益部分に係る外国税は、要件を満たす場合に外国税額控除の対象となり得ますが、詳細は税理士等の専門家に慎重にご確認ください。

- i 有償減資に関しては、マイツグループニュースレター(大連通信【2025 年 9 月】法人株主の減資に関する税務規定、JP マイツ通信【2023 年 9 月】日系企業の撤退手段として増えつつある有償減資)等もご参照願いたい。URL:ニュースレター アーカイブ | 株式会社マイツ
- ii 原文 URL:
https://anhui.chinatax.gov.cn/art/2022/10/28/art_9627_1018755.html (3 番目の事例)
- iii 原文 URL: 国家税务总局政策法规库(財税「2017」88 号)
- iv 原文 URL: 国家税务总局政策法规库(財税「2018」102 号)
- v 原文 URL: 国家税务总局公告「2011」第 34 号《国家税务总局关于企业所得税若干问题的公告》
- vi 源泉税率 10%は、企業所得税法(第 27 条)、同实施条例(第 91 条)、日中租税条約(第 10 条～第 12 条等)による。
- vii なお、本稿では割愛したが、会計処理は出資額を超える払戻しを行う場合、純資産(所有者權益)から、資本公積(資本剰余金) > 未分配利益(留保利益)の順番で借方として取り崩す。詳細は、『企業会計準則——応用指南』の「実収資本(または股本)」、「在庫股」等の会計処理ルールを参照のこと。

マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原(しのはら) Email : yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。